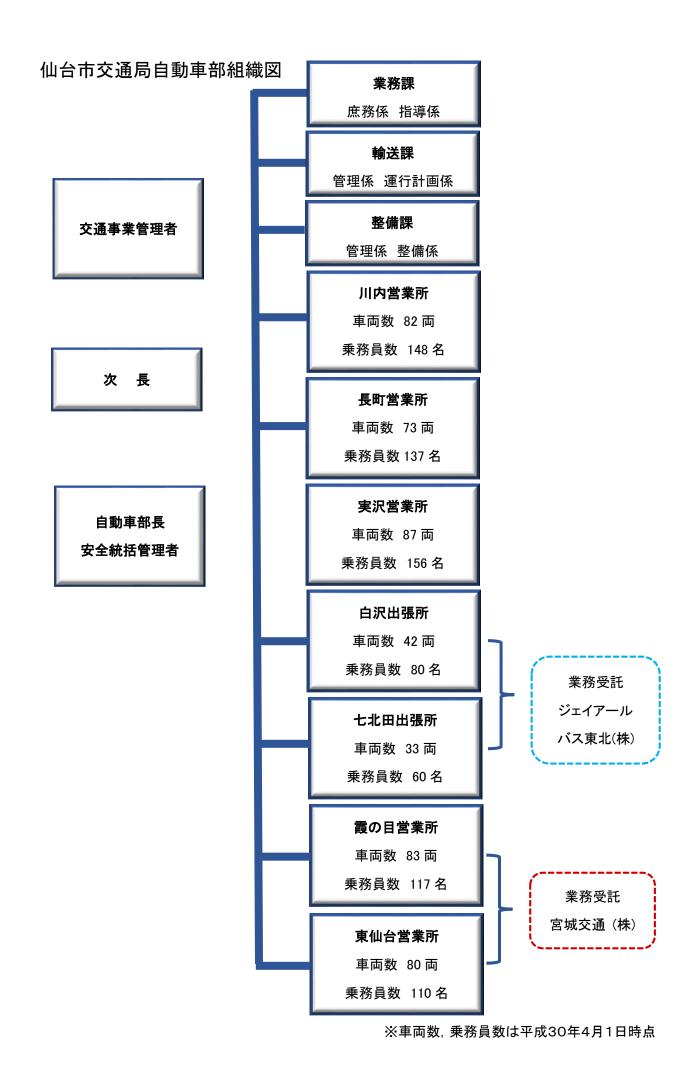
# 平成30年度 自動車事業安全報告書

~運輸安全マネジメントに関する取組みについて~



令和元年7月 仙台市交通局



仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、 お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、「仙台市交通局安全方針」を平成29年9月12日に制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき、本市バス事業が立案した平成30年度の輸送の安全に関する目標の達成状況、各種計画の実施状況及び事故やお客様から頂いたご意見等の情報を公表するものです。

# 目 次

I	輸送の安全に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	安全への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3
Ш	平成30年度輸送の安全に関する重点取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV	平成30年度輸送の安全に関する目標と結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
V	平成30年度輸送の安全に関する計画の実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 <b>~</b> 18
VI	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告・・・・	18~19

# I 輸送の安全に関する基本的な考え方

# 1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員が理解しやすく実践しやすいものとするために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

# ◎仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

# 2. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全,確実,快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し,絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します

- 1. 安全最優先の原則
  - 全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
- 2. 関係法令等の遵守
  - 法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
- 3. 接客・接遇の基本
  - お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
- 4. 状況の認識 (ヒヤリハット情報に係る取組み)
  - リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
- 5. 確認の励行
  - 業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
- 6. 事故及び災害時の対応
  - 迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
- 7. 不断の努力
  - 常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取組みます

# 3. 職員のモット一三則

- お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

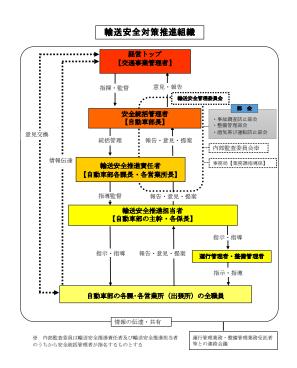
# Ⅱ安全への取り組み

# 1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括 する安全統括管理者をはじめ各管理者を定めるとともに、各管 理者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。

# 2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的に開催し輸送の 安全確保に関する取組が確実に実施されているか進捗状況を 確認し、その評価(検証)・改善を行うなど、PDCA サイクルにより 安全管理に取り組んでいます。



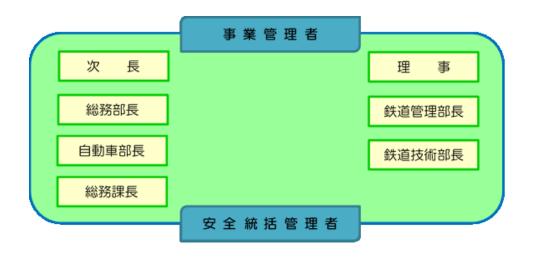
# 3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催しています。

四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、平成 30 年度輸送の安全に関する目標及び計画 の進捗状況や安全対策への取り組み、改善等について決定しています。

•実施日

6月5日(火) 10月24日(水) 12月26日(水) 3月14日(木)



# 4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

- ①安全管理規程第13条に基づき,輸送の安全の計画の実行,確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査,研究等を行うため,輸送安全管理委員会を23回開催しました。
- ②安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。
- ③安全管理規程第13条に基づき、酒気帯び出勤防止部会を開催しました。
  - 実施日: 7月17日(火)

# Ⅲ平成30年度輸送の安全に関する重点取組項目 (安全管理規程第7条関係)

# 【重点取組項目】

- 1. バス停発進時の事故防止
  - ① バス停 から発 進 する際 は、右 後 方 サイド(バック)ミラーと直 接 目 視 により安 全を確 認します
  - ②車線を変更する場合には、車線ごとに安全を確認しながら変更し、無理な割り込はしません
- 2. 着座前発進事故の防止(車内事故の防止)
  - ①車 内ミラーと目 視 でお客 様 が完 全 に着 座したことや, つり革・握り棒 に掴 まったことを 確 実 に確 認します
  - ②発車の際は、(※)3秒ルールを確実に実施します
  - ③停車中は、必ずサイドブレーキ(駐車ブレーキ)を活用します
  - ④「動きます」や「発車します」のアナウンスの後に発車します
    - (※)3秒ルールとは、お客様が着座やつり革等につかまったことを確認した後、3秒待って発進すること
- 3. 交差点での事故防止
  - ①右 左 折 時 は,最 徐 行 で走 行し前 方・左 右 の十 分 な安 全 確 認 を実 施し曲 がります
  - ②右折時は大回りで、左折時は小回りで曲がります
  - ③歩行者・自転車、他車の動向を十分に確認します
  - ④交差点手前では、アクセルから足を放し、黄色信号では交差点に進入しません

# 【その他の取組事項】

- 1. 現場からの報告の徹底
  - ①運行中に事故などが発生した場合(運転手自身の身体異常も含む。)は、お客様の安全を最優先に、安全な場所に車両を停車させ、現場から必ず運行管理者に無線等で報告し、その指示に従います
  - ②誤運行・未済発車・早発などが発生した場合は、些細なことであっても現場から必ず運行管理者に無線等で報告し、その指示に従います

# 1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止目標件数	有責事故件数
平成30年度	80件	99件

# [有責事故種別件数]

		平成30年度	〔参考〕平成29年度		
物損事故		55件	65件		
	衝突	30件	42件		
	物件衝突	25件	23件		
人身	事故	44件	28件		
	車内人身	29件(※19件)	15件(※9件)		
	衝突人身	10件	7件		
	歩行者·二輪車事故他	5件	6件		
	合 計	99件	93件		
※車	※車内人身のうち、停車中の事故件数				

# 〔10万kmあたりの有責事故件数〕

	平成30年度	〔参考〕平成29年度	
総走行距離	16, 902, 877km	17, 287, 609km	
件数	0. 59件	0. 54件	

# 2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数路上故障件	
平成30年度	5 1件	5 8 件

# Ⅴ平成30年度輸送の安全に関する計画の実施結果 (安全管理規程第7条関係)

【実施期間:平成30年4月1日~平成31年3月31日】

# 1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

### (1)運行管理業務点檢・指導

- ①業務課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
  - •実施日:4月23日,9月26日
- ②各営業所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。
  - ・実施日:毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

### (2)安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

### •実施日

12月11日(火)東仙台営業所・霞の目営業所

•七北田出張所

12月12日(水)川内営業所·長町営業所 12月13日(木)実沢営業所·白沢出張所

12月17日(月)木町駐車場・新寺駐車場

・仙台駅西ロバスプール

・旭ヶ丘バスターミナル



# (3)交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

### •実施日

4月3日(火), 4月4日(水), 4月23日(月), 10月11日(木), 11月1日(木), 11月13日(火) 11月13日(火), 12月27日(木), 1月8日(火)



### (4)輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実 践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図 りました。

### ①交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

・実施日: 7月 5日 長町営業所・実施日: 7月17日 川内営業所・実施日: 7月24日 実沢営業所

### ②安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

・実施日:11月15日 長町営業所・実施日:11月26日 実沢営業所・実施日:12月 6日 川内営業所



### ③交通安全統括管理者との意見交換会

・実施日: 4月12日 7月25日 川内営業所(る一ぷる仙台バス乗務員)

### ④営業所長との意見交換会

・実施日:毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

### (5)乗務員のPDCAの実施

年度初めに、乗務員一人ひとりが 1 年間の具体的な行動計画(項目:安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員の PDCA を実施しました。

# (6)輸送の安全に関するアンケート調査の実施

職員の輸送の安全に関する理解度や浸透率を把握し、改善や見直しを図り、その後の計画に反映する目的等で、輸送の安全に関するアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査は、隔年度で実施しています。

営業所	対象者		回答	者数	回往	答率
委託先を含めた	管理要員	143名	管理要員	126名	管理要員	88. 1%
全営業所を対象	乗務員	779名	乗務員	715名	乗務員	91. 8%

·実施期間:1月25日~2月18日

### (7)添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修 受講終了者等に対し自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

•添乗指導件数:751件

### (8)街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

・マナーアップ強化日:毎月1日・15日 ・接客サービス強化日:毎月10日・20日

### (9)コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として、行動の根本とすべきルール、心構えとして、「行動の根本原則」に基づき「四つの実践行動」を心掛けるよう、出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で徹底を図りました。

### ■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか?

### ■四つの実践行動

- 一. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
- 二. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
- 三. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
- 四. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

### (10)ドライブレコーダーによる運転状況の確認

ドライブレコーダーの映像を基に運転状況を確認し、指導・助言を行いました。

・直営3営業所乗務員 のべ275名確認

### (11)ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、"危険体験「ヒヤリハット」事例"を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。

また、「ヒヤリハット報告強化月間」(4月・6月・9月・10月・12月・3月)を設定し、情報収集に努めるとともに意識の高揚を図りました。

·報告件数:173件(前年度148件)



# 2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

### ① 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで必要な知識を習得させる目的で、研修及び小テストを実施しました。

・実施日及び受講人数:5月8日 12名

### ②安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査委員の力量の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「NASVA」という。)作成のパワーポイントの教材を活用し、前年度の NASVA によるコンサルティング実施報告書に基づいた研修及び小テストを実施しました。

・実施日及び受講人数:5月29日 11名



### ③ 内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき,内部監査を実施するため,内部監査員会を3回開催しました。 ・実施日:4月13日(金)・10月12日(金)・1月31日(木)

### ④ 内部監査の実施

ア 被監査部署及び実施日

長	H	Ţ	営	¥	ŧ	所	7月25日(水)
Ш	Þ	7	営		ŧ	所	9月25日(火)
実	ij	7	営		ŧ	所	10月23日(火)
整			備			課	11月27日(火)
交	通	事	業	管	理	者	6月28日(木)
安	全	統	括	管	理	者	9月 4日(火)

# ◆整備課の内部監査

### イ 監査対象期間

•各営業所 平成29年 4月1日~平成29年9月30日

·整備課 平成29年10月1日~平成30年3月31日

### ウ 監査結果

被監査部署	総括
長町営業所	【是正・改善事項】 ・勤務割当簿に事故で予備乗務員が乗務した旨の記載漏れがあった。 ・乗務員台帳に苦情による処分内容の記載漏れがあった。 ・安全管理規程が公表されていなかった。

被監査部署	総括
	【優良事例】
	・職員の健康診断結果表をコピーし,分かりやすく職員毎に整理して,大変見やすくファ
	イリングをしていた。
	・廊下に設置してあるホワイトボードを活用し、常に整理を行い最新情報の案件を分かり
	やすく乗務員に周知していた。
	【フォローアップ監査実施日】
	•平成30年9月6日(木)
	【フォローアップ監査結果】
	・改善事項について、措置内容が確認できた。
	【総括】
	・今後とも、輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全
	に関する各種取組み状況,課題等を正確に把握し,更なるスパイラルアップを期待しま
	す。今後も継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行うとともに、輸送の安全
	に対する意識を向上させ、「輸送の安全」の意識を深く浸透、実践させることを期待しま
	<b>ं</b> ,
	【是正·改善事項】
	・乗務記録で、乗務記録時間と点呼執行時間がずれていた。
	・乗務記録で、事故・路上故障の原因の部分が記載されていなかった。
	・台帳関係で、新人乗務員の台帳作成番号(職員番号)や採用年月日の記載がなかった。
	【優良事例】
	・掲示物に関して、新着情報等を色分けし注視させるように工夫をしていた。
	・職場研修会等に出席できない新人乗務員に対し、資料を直接手渡しで内容等を簡潔
	に伝えて周知していた。
	・高齢者乗務員のモニター評価の低い乗務員に対し、手渡しを行う際、助言等を行い、
1.1. <del>-L. 24.</del> 34. =c	モニター点数の低い乗務員の底上げを図っていた。
川内営業所	【フォローアップ監査実施日】
	•平成30年10月19日(金)
	【フォローアップ監査結果】
	・改善事項について、措置内容が確認できた。
	【総括】
	・今後とも、輸送の安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改
	善が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の
	安全性の向上に努められるよう期待します。今後も継続して乗務員とのコミュニケーシ
	ョンを積極的に行い、危険箇所の把握や事故防止の意識づけ、特に経験年数の浅い
	乗務員には積極的に行うよう期待します。
	【是正·改善事項】
	・一部要領(様式)について改正前の書類が添付してあり、附随して、要綱・要領・マニュア
	ルのファイリング方法が適切でなかった。
実沢営業所	・7月21日の路上故障,及び9月19日の事故について,原因の記載がなかった。
	・一部の乗務員台帳に健康診断記録や結果が記載されていなかった。
	【優良事例】
	・7月までに事故が多発したことから、7月に昨年度効果があった添乗指導の強化を図る

被監査部署	 総 括
	とともに、8月から新たな取組みとしてモニター映像(事故・苦情件数、危険個所等)での
	こともに、8月から初たな取組みとしてモニュー映像(争成・舌情性数、危険値所等)での   情報共有を行うなど、PDCAサイクルをうまくまわしており、それが無事故の結果に表れ
	情報共有を行うなと、FDCAサイグルをプよくよわしており、それが無事成の編末に扱れ ている。
	│
	を掲示し、乗務員に対して効果的に周知を行っている。
	【フォローアップ監査実施日】
	•平成30年11月6日(火)
	【フォローアップ監査結果】
	・改善事項について,措置内容が確認できた。
	【総括】
	・今後とも, 輸送の安全性を図るため, 安全重点施策の取組みを継続的に実施し, 安全
	に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なる安全性の向上に努められる
	よう期待します。併せて、引き続き乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、和や
	かで風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに, 輸送の安全に関する取組を, より効
	果的なものにスパイラルアップされることを期待します。
	【是正・改善事項】
	なし
	【優良事例】
	・安全重点施策の一環として,中長期の取組の中で,現場の課題となっている「施設の老
	朽化」に対する今後の対応を検討するため、課内でワーキンググループを立ち上げて処 
	法などの議論を行っている。
	・車両の故障状況や、現場の意見・要望に関する対応の進捗状況を一覧表にすることで
	「見える化」を図り職員同士の情報共有に努めている。
	・年々複雑化する車両構造への対応として、ディーラーを整備管理者会議に招き、車両修
整備課	
	【フォローアップ監査実施日】
	なし 【フォローアップ監査結果】
	なし
	┗
	ルを意識して輸送の安全に取り組んでいることが確認できました。また、路上故障抑止
	目標達成に向けて、意見や要望を反映させ、課長が先頭に立って課内や各工場長及び
	委託先に対し、コミュニケーションを図り積極的に安全安心運行に取り組んでいることが
	確認できました。今後も継続してスパイラルアップを図ることを期待します。

# 5輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

### (1)集合研修

①事故削減プロジェクト研修 [年12回開催 138名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

- ・リスク実態に合わせた事故予防の安全習慣の意識付け
- ・接遇の向上と事故防止
- 健康管理の重要性
- ・3秒ルール、サイドブレーキの活用
- ・高齢者等疑似体験(加齢等による身体的な変化が及ぼす 日常生活動作の不自由さを体験する)
- ・障害者差別解消法の理解と車椅子利用者への対応方法
- ・ドライブレコーダー映像(事故, ヒヤリハット)を利用した KYT トレーニング
- ・リスク低減の方法の習得・車両の特性等



### ②新規採用乗務員研修

大型二種免許所持者の採用に加え、大型二種免許を持たない方も「バス運転手教習生」として採用 し育成を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。また、バス運転手教習生については、自動車学校での免許の取得を含め5か月間の研修を実施しました。

- ・バス運転教習生 4月1日採用 11名 7月1日採用 8名 12月1日採用 2名
- •大型2種免許所持者 10月1日採用 10名

### ③実務経験1年未満研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識等の再認識及び理解度を深めるとともに事故等の再認識を図る目的で実施しました。

実施日及び人数

11月20日(月) 12名, 12月10日(火) 21名

### ④接客サービス向上(CS)研修 [年12回開催 155名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の 習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

- ・外部講師による、接客対応のロールプレイング研修
- ・委託事業者のバスに乗車し、運転操作や車内案内を 確認し、その後グループ討議を実施し発表
- ・ドライブレコーダーの映像(優良事例)の視聴



### ⑤副所長•運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として2回開催しました。第1回目は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、「交通事故ゼロを目指して」と題して講義を受けました。第2回目は、昨年の NASVA 安全マネジメント講習会を振り返り、現状の問題点と今後の取り組みについての研修を実施しました。

·第1回:6月25日(月)·21日(火) 21名受講 ·第2回:2月21日(木)·22日(金) 38名 "

### ⑥正職員採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを 目的として2日間の研修を行いました。

・実施日及び受講人数:5月15日(火),25日(金) 8名

### ⑦再任用職員研修

再任用職員として心構えを確認するとともに、あらためて接客や運転等の基本に立ち返ることを目的 に研修を行いました。

・実施日及び受講人数:4月18日(水),27日(金)20名

### ⑧新規実務指導員研修

新規採用乗務員を育成・指導するための指導員を各営業所から選出し、指導方法等の研修を行いました。

・実施日及び実施人数:10月24日(水),26日(金),31日(水) 13名

### ⑨新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:3月4日~3月29日(29日間) 5名

### ⑩整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数

3月26日(火) 川内整備工場·長町整備工場·実沢整備工場各管理者 3名

### ①整備管理者の補助者研修

各営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施回数及び受講人数:直営営業所で延べ3回開催 30名

### (2)現場研修

### ①スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識、事業用 自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年4回実施(計4時間) のべ1751名受講

### ②安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間中,各営業所において所轄 警察署より講師を招き,交通事故の防止及び運転マナーの向上 を図る目的で実施しました。

実施月及び参加者

6月 80名受講 10月 76名受講

### ③職場研修(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上, 飲酒運転防止を図る 目的で実施しました。

•実施日:毎月1回



### (3)派遣研修

### ①交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び、運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため、(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

•派遣職員:3名(3営業所運行管理者)

・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所

·実施日:7月11日·12日·13日

### ②運輸安全マネジメント派遣研修

下記の各セミナーに参加しました。

•10月16日(火) 安全マネジメントセミナー 主催:NASVA

・2月18日(月) 自動車事故防止セミナー 主催:東北運輸局

### ② 他都市派遣研修

輸送の安全及び接客サービスに関する意識向上を目的対するg務課職員2名,営業所乗務員3名が,他都市のバス会社を訪問し各会社の取組み状況を視察しました。

・訪問先 小田急バス(株)生田研修所 小田急バス(株)登戸営業所 京王バス(株)多摩営業所

•実施日:2月14日(木)•15日(金)



# 6. 委託事業所に対する業務内容の点検

### (1)指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び、乗務員の指導・監督等について、毎月1回調査を実施しました。

### (2)受託事業者との連絡会議等の開催

- ①安全輸送連絡会議・・4月27日開催 受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び、事故防止対策等について意見交換を行いました。
- ②合同連絡会議・・・毎月1回開催 輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。
- ③路上故障分析等連絡会議・・・毎月1回開催 車両の点検,整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

# 7. 輸送の安全に関するその他の取組み

### (1)事故抑止運動

- ①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取組みました。また、年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。
  - •実施期間:通年
  - ·抑止目標達成:白沢出張所
- ②事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱しました。
  - •実施期間:通年
- ③宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セイフティ123運動」への参加を促し、交通 事故防止の意識の高揚を図りました。
  - ・参加チーム16チーム
- ④毎月定例の安全日運動及び季節の事故防止運動を実施しました。
  - ・高齢者交通安全の日・・・毎月1日
  - ・自転車交通安全の日・・・毎月15日
  - ・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日
  - ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ・運動)…10月1日~1月31日
  - ·冬道の安全運転123運動···12月1日~2月28日
- ⑤春、秋の交通安全運動の取り組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。
  - ・実施日:4月10日(美術館前交差点]・4月11日(定禅寺・国分町交差点)・4月12日(電力ビル前)
    - ·4月13日(大町交番前交差点/河北新報前交差点)·4月15日(錦町公園)
    - ・9月26日(美術館前交差点/河北新報前交差点]・9月27日(大町交番前交差点/定禅寺・晩翠通交差点)・9月29日(電力ビル前)・9月30日(錦町公園)

### (2)事故防止コンクール等の実施

- (1) 一年間を通し有責事故件数を精査して優秀な事業所を表彰しました。
  - •実沢営業所
- ②連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。
  - •実沢営業所(7/16~10/24 181日間)
  - ·白沢出張所(9/8~12/16 136日間)
- ③ 春,秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等の安全総点検に合せ,輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し,有責事故の少ない事業所を表彰しました。
  - ・春の事故防止コンクール第1位:霞の目営業所
  - ・秋の事故防止コンクール第1位:実沢営業所
  - ・年末の事故防止コンクール 最優秀賞:実沢営業所・東仙台・営業所・白沢出張所・七北田出張所

### (3)事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所に於いてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

また、業務課の嘱託職員(警察官 OB)が事故惹起者に対して、 事故防止の留意点・危険の予測及び回避等について15分~120 分の指導を実施しました。

•46件実施



### (4)エコドライブの取組み

- ①エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努め交通事故の未然防止を図りました。
  - ·推進強化月間:7月·1月
  - •推進強化日:每月第一水曜日
- ②エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で「グリーン eco だより」を発行しました。
  - •発行回数:1回

### (5)職員の健康管理

①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

・定期健康診断 487名 ・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 255名

### ②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を保険者と連携して実施するとともに、バスの安全運行に資する「脳ドック」 については、自己負担金に対する助成制度を設けて受診促進を図りました。

### ③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

### 4)保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や 血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。

·産業医訪問 年2回 ·看護師訪問 月4回

### ⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

### (6)運転コンテストの開催

競技を通じて、プロドライバーとして基本運転の重要性を再認識するとともに、安全意識の更なる向上による事故の未然防止を目的として、運転コンテストを実施しました。

直営3営業所から選ばれた9名の乗務員が、設定したコースを制限時間内(12分)に走行し、6名の審査員により基本運転やマイク案内等が正しく行われているかを採点しました。

• 実施日時: 11月13日(火) 12時30分~

•実施場所:実沢営業所構内

•団体優勝:長町営業所



### (7)運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員が NASVA の活用講座を受講しました。

•初任診断:33件 •一般診断:86名 •適齢診断:12名

·特定診断 I:5名受講 ·活用講座:3名受講

### (8)酒気帯び出勤根絶の取り組み

年2回の健康診断を基に職員に対し、管理職が個人面談を行い、酒気帯び出勤根絶の取り組みを行ないました。(年3回)

### (9) 接客・接遇コンクールの実施

接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

•最優秀事業所:白沢出張所

•実施期間:6月1日~7月31日

•対象事業所:委託事業者を含む全事業所で実施

### (10) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより, 乗務員の接客・ 接遇と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施し ました。

•添乗調査件数:3976件

•1月~6月期 接客態度優秀職員表彰者:58名

•7月~12月期 接客態度優秀職員表彰者:93名

•年間接遇優秀職員表彰者:10名



### (11)路線巡回の実施及び情報提供

冬期間等において、交通事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

# (12)安全だより等の広報誌の発行

①具体的な取り組み目標を掲げ、交通事故防止 や接客サービスの向上を図る目的で「安全だよ り」「接客だより」を発行しました。

また, 緊急な対応を要する場合について速報を 発行し周知徹底を図りました。

・安全だより発行回数:21回(号外含む)

•接客だより発行回数:8回

接客だより



- ②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。
  - •発行回数:43回

# (13)バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で実施しました。

### (14)バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び、停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

### (15)事故・災害・事件等対応訓練の実施

秋・春の全国火災予防週間(実施期間:11月9日~15日・3月1日~7日)にあわせ、庁舎内やバス 車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

# 8. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

- (1)車両更新に伴うノンステップ車両導入 《車両購入等 602,756 千円》 ※新車 25 両購入,中古車 3 両購入
- (2)バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,061,656 千円》
- (3)職員の健康管理《健康診断等手数料等 7.381 千円》
- (4)運転適性診断 《受診料 503 千円》
- (5)教育及び研修《講師料等 2.862 千円》

# Ⅵ自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告 (安全管理規程第22条関係)

# 1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は6件でした。

### 平成30年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
		現場バス停において乗降取扱いのため停車中, お客様が乗車しよ	
1	6月14日	うと右手で乗車口の手摺に掴まろうとしたが握れず、バランスを崩	第2条第3項
		し後方の路外へ転倒し、負傷したもの。(自損行為による無責事故)	
		現場バス停において乗降取扱いのため停車中, お客様が降車しよ	
2	6月15日	うと車内最後部座席より移動した際, 中ドア付近で足が滑り, その	第2条第3項
	67150	まま腰部をバス床部に打ちつけるように転倒し、負傷したもの。(相	<b>第</b> 2苯第3項
		手方自損行為による無責事故)	
		現場バス停において、乗車して来たお客様がつり革に掴まったこと	
		を確認し、「発車します」と案内を入れ、緩やかに発進したときに、そ	
3	7月3日	のお客様が席を譲られて座ろうとつり革から手を離していたため、	第2条第3項
		発進の動揺でバランスを崩し、中ドアステップに転倒し負傷したも	
		の。	

	事故発生日	発生状況	根拠規定
4	7月18日	現場路上において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、安全な場所(地下鉄北仙台駅構内)まで移動するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員が病院で診察を受けたもの。	第2条第9項
5	9月27日	現場交差点において、当該乗務員が歩行者用信号を確認し左折した際、前方から直進して来た自転車通行人が横断歩道に進入して来たため、衝突回避のため急ブレーキを施したが間に合わず、当バス右前角部と相手自転車通行人の右手が衝突したもの。	第2条第3項
6	11月13日	現場交差点において、バス停発進後、第一通行帯に進入した際、 相手車が第二通行帯から当バスの直前に車線変更して来たため、 衝突回避を施したが、急ブレーキの衝撃により車内のお客様が転 倒し、負傷を負ったもの。	第2条第3項
7	1月4日	現場道路において直進中、左側前方に自転車通行人が、当バスと同一方向へ走行していたため、センターラインを跨いで自転車通行人を追い抜こうとした際、相手自転車通行人が当バスの方へ寄って来たため、衝突回避のため急ブレーキとハンドル操作を施したが間に合わず衝突し、相手方が負傷したもの。	第2条第3項
8	1月11日	現場バス停において、乗車するお客様がいたため中ドアを開けた際、動きが無かったため乗車しないと思い込みドアを閉めたところ、相手の右脇腹に中ドアが当たり、その衝撃により路外へ転倒し、背中を強打したもの。	第2条第7項
9	1月23日	現場バス停において乗降取扱い後発進した際、当該バス停から乗車し着座したお客様が、知人に席を譲ろうと立ち上がったところ、発進の動揺で転倒し、腰を強打したもの。	第2条第3項

- 〇第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上の入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)を生じたもの
- ○第2条第9号に該当する事故とは、運転手の疾病等により乗務を交替したもの

# 2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は58件でした。

# 平成30年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	2	付属装置	5
制動装置	4	動力伝達装置	7	電気装置	11
走行装置	0	原動機	22	車体	7

〇第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

# 自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email: kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

https://www.kotsu.city.sendai.jp